

特許法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
26	28	様式第26（第23条関係） 〔備考〕 28 第27条の4第1項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等に記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第27条の4第3項の規定により、第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときも同様とする。また、第27条の4第3項の規定により、第27条の3の3第3項第2号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提出国（機関）】」及び「【提出国（機関）における出願の番号】」を設けて、特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「<u>【出願の区分】</u>」及び「<u>【アクセスコード】</u>」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、<u>その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。な</u>	様式第26（第23条関係） 〔備考〕 28 第27条の4第1項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等に記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第27条の4第3項の規定により、第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときも同様とする。また、第27条の4第3項の規定により、第27条の3の3第3項第2号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提出国（機関）】」及び「【提出国（機関）における出願の番号】」を設けて、特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。 【パリ条約による優先権等の主張】 【国名】 【出願日】 【出願番号】

	お、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。 【パリ条約による優先権等の主張】 【国名】 【出願日】 【出願番号】 <u>(【出願の区分】)</u> <u>(【アクセスコード】)</u> (【優先権証明書提供国（機関）】) (【提供国（機関）における出願の番号】) 【パリ条約による優先権等の主張】 【国名】 【出願日】 【出願番号】 <u>(【出願の区分】)</u> <u>(【アクセスコード】)</u> (【優先権証明書提供国（機関）】) (【提供国（機関）における出願の番号】)	(【優先権証明書提供国（機関）】) (【提供国（機関）における出願の番号】) 【パリ条約による優先権等の主張】 【国名】 【出願日】 【出願番号】 (【優先権証明書提供国（機関）】) (【提供国（機関）における出願の番号】)
--	--	--

実用新案法施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
1	30	様式第1（第1条関係） 〔備考〕 30 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときも同様とする。また、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第2号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」を設けて、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「<u>【出願の区分】</u>」及び「<u>【アクセスコード】</u>」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び実用新案法第11条において準用す	様式第1（第1条関係） 〔備考〕 30 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときも同様とする。また、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、第23条第4項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第2号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」を設けて、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

	<u>る特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。</u> 【パリ条約による優先権等の主張】 【国名】 【出願日】 【出願番号】 <u>（【出願の区分】）</u> <u>（【アクセスコード】）</u> （【優先権証明書提供国（機関）】） （【提供国（機関）における出願の番号】） 【パリ条約による優先権等の主張】 【国名】 【出願日】 【出願番号】 <u>（【出願の区分】）</u> <u>（【アクセスコード】）</u> （【優先権証明書提供国（機関）】） （【提供国（機関）における出願の番号】）	【パリ条約による優先権等の主張】 【国名】 【出願日】 【出願番号】 （【優先権証明書提供国（機関）】） （【提供国（機関）における出願の番号】） 【パリ条約による優先権等の主張】 【国名】 【出願日】 【出願番号】 （【優先権証明書提供国（機関）】） （【提供国（機関）における出願の番号】）
--	---	---

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
9	24	様式第9（第11条関係） 〔備考〕 24 第12条の規定により、特許法第43条第1項（同法第43条の2第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面の提出に代えてパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記録する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記録するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記録する。特許法施行規則第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を願書に記録するときも同様とする。また、同項第2号に規定する事項を願書に記録するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」を設けて、特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記録し、特許法施行規則第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を記録するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記録し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記録し、又は「世界知的所有権機関」と記録する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。	様式第9（第11条関係） 〔備考〕 24 第12条の規定により、特許法第43条第1項（同法第43条の2第3項において準用する場合を含む。）に規定する書面の提出に代えてパリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記録するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国名】」及び「【出願日】」を設けて、国名及び出願日を記録する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記録するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記録する。特許法施行規則第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を願書に記録するときも同様とする。また、同項第2号に規定する事項を願書に記録するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及び「【提供国（機関）における出願の番号】」を設けて、特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記録し、特許法施行規則第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を記録するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて、「世界知的所有権機関」と記録する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記録する。 【パリ条約による優先権等の主張】 【国名】 【出願日】 【出願番号】 （【優先権証明書提供国（機関）】） （【提供国（機関）における出願の番号】）

		【パリ条約による優先権等の主張】 【国名】 【出願日】 【出願番号】 <u>（【出願の区分】）</u> <u>（【アクセスコード】）</u> （【優先権証明書提供国（機関）】） （【提供国（機関）における出願の番号】） 【パリ条約による優先権等の主張】 【国名】 【出願日】 【出願番号】 <u>（【出願の区分】）</u> <u>（【アクセスコード】）</u> （【優先権証明書提供国（機関）】） （【提供国（機関）における出願の番号】）	【パリ条約による優先権等の主張】 【国名】 【出願日】 【出願番号】 （【優先権証明書提供国（機関）】） （【提供国（機関）における出願の番号】）
--	--	---	---

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則様式

様式 番号	備考 番号	改 正 案	現 行
7		様式第7（第16条関係） 削除	様式第7（第16条関係） （略）
7の 2		様式第7の2（第16条関係） 削除	様式第7の2（第16条関係） （略）
21		様式第21（第53条関係） 削除	様式第21（第53条関係） （略）
7の 2		様式第21の2（第53条関係） 削除	様式第21の2（第53条関係） （略）